

介護保険料滞納 差し押さえ最多 65歳以上、2万人超え

介護保険料を滞納して預貯金や不動産などを差し押さえられた65歳以上の高齢者が2019年度、過去最多の2万1578人だったことが厚生労働省の調査でわかった。調査が始まった01年度以来、2万人を超えたのは初めて。上昇を続ける介護保険料の負担も原因の一つとみられる。

調査は全国1741市町村を対象に20年4月1日現在で集計した。差し押さえをうけた高齢者数は、このところ増加幅が大きく、

19年度は前年度に比べて2609人(13.7%)増、18年度は2971人(18.5%)増だった。増加は6年連続。差し押さえの処分が増えた背景について、厚労省の担当者は、保険料を徴収する自治体側が、差し押さえをする体制を強化していることなどを挙げる。

また、介護保険制度が始まつた00年度と比べて、介護保険料が2倍近くに上がったことも理由とみられる。保険料の基準額は3年に1度見直されるが、00年度は全国平均で月額291円だったのが、18年度は5869円に上昇。21年度は6014円になった。コロナ禍もあり、低い年金額の高齢者らは、さらに介護保険料の支払いが難しくなることが想定される。

介護保険料を払っている65歳以上の高齢者は、19年度末で約3555万人。このうち9割は年金を年額18万円以上受け取り、保険料は年金から天引きされている。生活保護を受けている人は生活保護費に介護保険料が上乗せされ、実質的な負担はない。

一方、年金が年額18万円未満の人や年金を受給していない人は、納付書や口座振替で介護保険料を支払っており、滞納しているケースが多いという。(石川友憲)

介護保険料の滞納で差し押さえ処分となった高齢者が増えている
厚生労働省のデータから。対象は65歳以上。
介護保険料は基準額の全国平均

